

# 革命と反革命の時代

1. スペイン独立戦争
2. フェルナンド7世の絶対主義復帰
3. カルリスタ戦争
4. 自由主義国家体制の成立
5. 穏健派自由主義
6. 19世紀の経済と社会
7. 自由主義国家による「国民形成」の試み

# 1. スペイン独立戦争

- 1807年10月、ナポレオンはゴドイとフォンテーヌブロー条約を結ぶ。→フランス軍隊のスペイン領土通過権
- 1808年春、フランス軍がスペイン領内の各地に駐屯
- 1808年3月17日、アランフェス暴動
  - ゴドイの失脚、カルロス3世の退位、フェルナンド7世の即位
- 1808年3月24日、フェルナンド7世のマドリード入城
- カルロス4世夫妻、次いでフェルナンド7世がフランスへ向かう。
- 1808年5月2日、マドリードで反フランス軍民衆蜂起
  - 《el Dos de Mayo》
- 1808年6月4日、ナポレオンは兄ジョゼフをスペイン国王ホセ1世として即位させる。→「篡奪王」

## ○スペインの分裂

→親仏派(アフランセサードス)

→愛国派 →絶対主義復帰派(アブソルティスタス)

→自由主義派(リベラレス)

※絶対主義者のなかには、状況次第で変節する者もいた。

→「生活世界」を蹂躪された民衆



## ○独立戦争の経過

-地区評議会、地方評議会、中央評議会(フンタ)

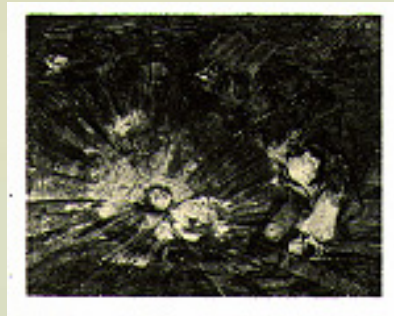
-1808年7月19日、バイレーンの戦い

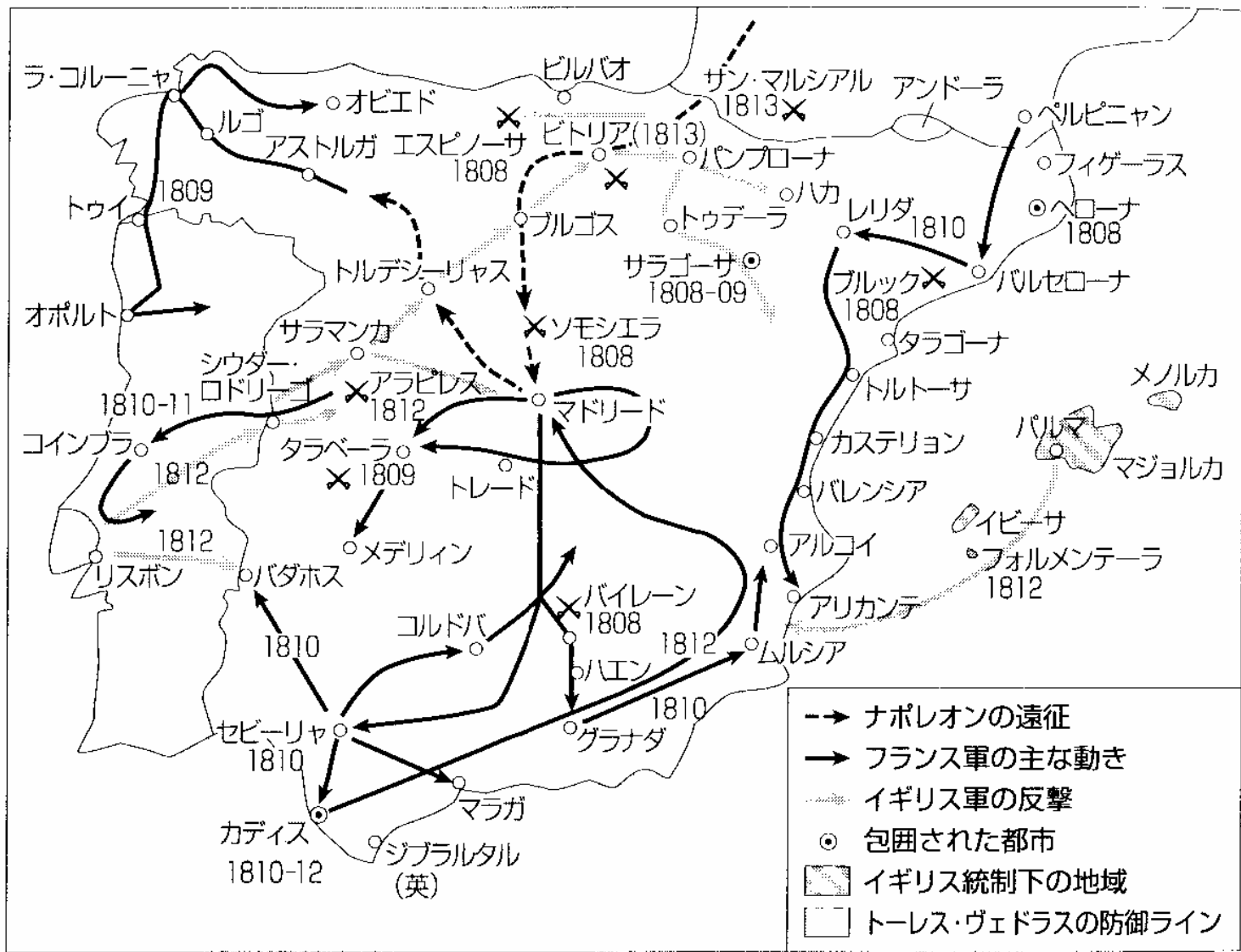
-1808年12月、ナポレオン自らの遠征。大陸軍(グラン・ダルメ)<sup>3</sup>

→チャマルティン勅令

-1809年初め～1811年末、フランス勢力の優位  
→点の支配。各地でのゲリラ戦

※ゴヤの版画集『戦争の惨禍』





スペイン独立戦争の経過

## ○カディス議会と1812年憲法

-1810年9月24日、カディスで議会の開催

→身分制によらない近代議会。「ひとつの国民(ナシオン)」

→「国民主権 soberanía nacional」

-出版の自由

-領主裁判権の廃止

-異端審問所の廃止

-1812年3月19日、憲法の制定。

→カディス憲法(十二年憲法、「ラ・ペパ」)

→最初の自由主義憲法

→「カトリック的啓蒙」の継承:第12条(カトリック国教)



## 1812年憲法を公布するカディス議会

---

DON FERNANDO SEPTIMO, por la gracia de Dios y la Constitución de la Monarquía española, Rey de las Españas, y en su ausencia y cautividad la Regencia del reino, nombrada por las Cortes generales y extraordinarias, a todos los que las presentes vieren y entendieren, sabed: Que las mismas Cortes han decretado y sancionado la siguiente :

**CONSTITUCIÓN POLITICA DE LA MONARQUÍA ESPAÑOLA**

En el nombre de Dios todopoderoso, Padre, Hijo y Espíritu Santo autor y supremo legislador de la sociedad.

Las Cortes generales y extraordinarias de la Nación española, bien convencidas, después del más detenido examen y madura deliberación, de que las antiguas leyes fundamentales de esta Monarquía, acompañadas de las oportunas providencias y precauciones, que aseguren de un modo estable y permanente su entero cumplimiento, podrán llenar debidamente el grande objeto de promover la gloria, la prosperidad y el bien de toda la Nacional, decretan la siguiente Constitución política para el buen gobierno y recta administración del Estado.

**TÍTULO 1  
DE LA NACIÓN ESPAÑOLA Y DE LOS ESPAÑOLES  
CAPÍTULO I**

**De la Nación Española**

**Artículo 1.**

La Nación española es la reunión de todos los españoles de ambos hemisferios.

**Artículo 2.**

La Nación española es libre e independiente, y no es ni puede ser patrimonio de ninguna familia ni persona.

**Artículo 3.**

La soberanía reside esencialmente en la Nación, y por lo mismo pertenece a ésta exclusivamente el derecho de establecer sus leyes fundamentales.

**Artículo 4.**

La Nación está obligada a conservar y proteger por leyes sabias y justas la libertad civil, la propiedad y los demás derechos legítimos de todos los individuos que la componen.



## 2. フェルナンド7世の絶対主義復帰

○1814年5月、「期待された国王」フェルナンドの帰国

→カディス憲法を無効とする。

○1814年～1820年、「絶対主義の6年間」

-自由主義派の軍人によるクーデタ宣言(プロムンシアメント)

○アメリカ植民地の独立

→その経済的影響の大きさ



アメリカ植民地の独立

表4-2 スペインの貿易の変化 (単位：100万レアル)

	1792年	1827年
外国との貿易		
輸入	714.9	226.2
商品輸出	397.0	221.2
貨幣輸出	274.8	
計	1,386.7	447.4
アメリカとの貿易		
商品輸入	318.3	83.8
貨幣輸入	421.3	15.1
輸入計	739.6	98.9
輸出	429.7	41.8
フィリピンとの貿易		
輸入	7.5	12.9
輸出	14.3	0.5
計 (アメリカとフィリピン)	1,191.1	154.1
免除県・ナバーラとの貿易		
輸入	15.6	19.6
輸出	30.2	3.0
計	45.8	22.6
総計	2,623.6	624.1

(出所) J. Fontana, *La crisis del antiguo régimen 1808-1833*, Barcelona, 1979, p. 257.

## ○「自由主義(立憲主義)の3年間」

-1820年1月、リエゴのクーデタ宣言

→3月7日、フェルナンドは1812年憲法復活を認める。

-自由主義の諸改革の実施

-自由主義者の分裂→十二年憲法派／熱狂派

※革命的クラブの誕生

-絶対王政復活を目指す国王派の活動

-ヨーロッパ列強(ウィーン反動体制)の介入

→「聖ルイの10万の息子たち」

○忌むべき十年間——絶対主義の反動／「上からの改革」

-大蔵大臣ロペス・バリェステーロスの財政改革

-使徒派の反発

→「被害者」の反乱

-王権の自由主義勢力への接近

※マリア・クリスティーナとの4度目の結婚、イサベル(2世)の誕生

→国王詔勅の発布——女子の王位継承権を認める。

※弟カルロスとその支持派(カルリスタ)の反発

### 3. カルリスタ戦争

-1833年9月、フェルナンド7世の死去、イサベル2世の即位。

-カルリスタの武装蜂起

→カルロス(5世)を僭称

→「神、祖国、国王、そして裁き手」のスローガン

※カルリスタの基盤

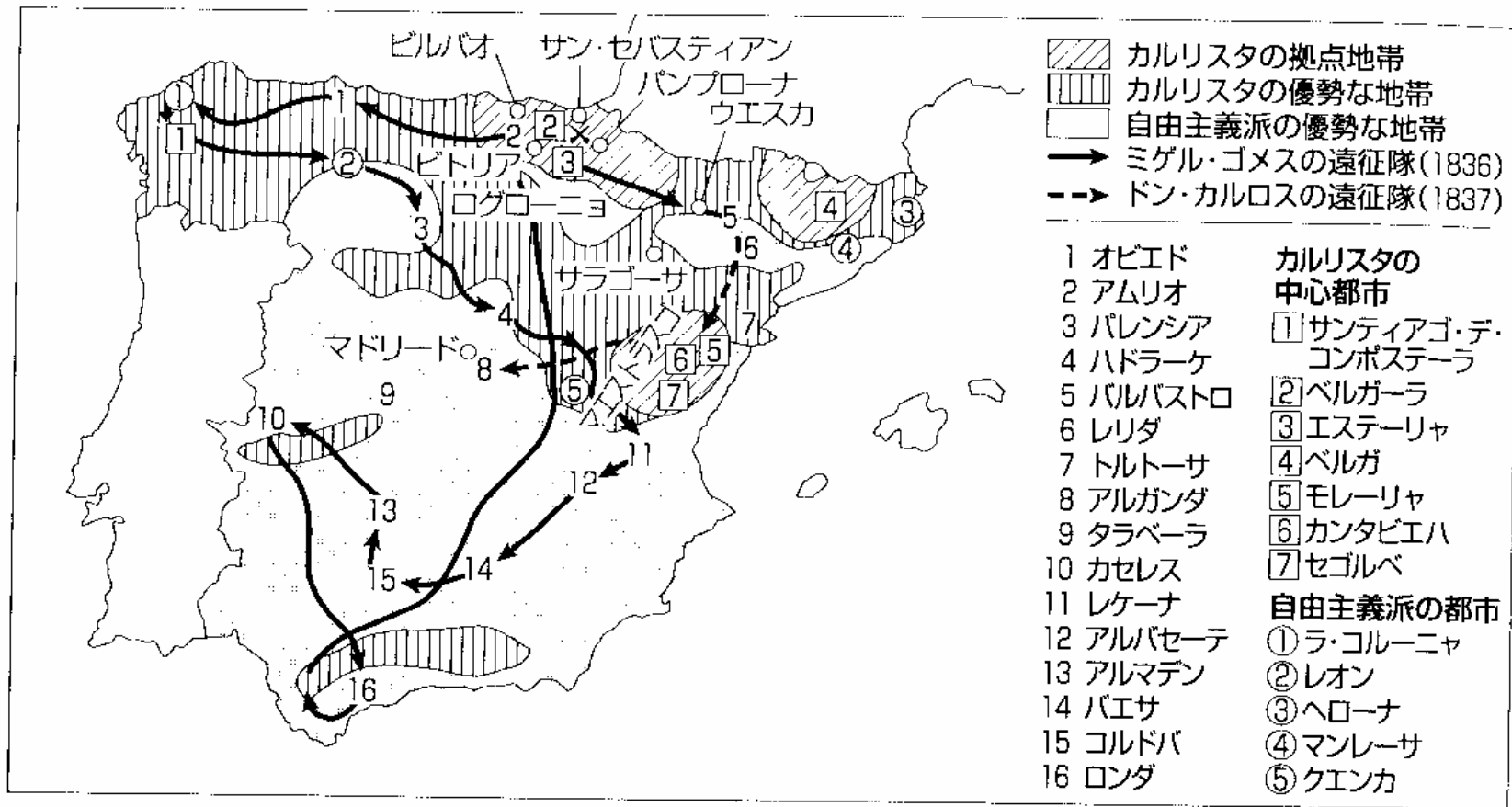
-地方特別法を享受する地域

-伝統的(共同体的)慣行を維持する農村部

-教会の影響力の強い地域

⇒自由主義的経済政策への反発

-1839年8月、「ベルギーラ協定」



第一次カルリスタ戦争の経過

## 4. 自由主義国家体制の成立

イサベル2世の治世(1833～1868)

○摂政にマリア・クリスティーナ

→自由主義穏健派への接近

-1833年11月、全国を49県(プロビンシア)に区分

-1834年4月、「王国組織法」の公布

※極端な制限選挙

-1835年1月、「血の純潔」証明要求の禁止

-1834～1835年、マドリード、バルセローナなどでの都市暴動

-1835年9月、メンディサバルの政府

→修道会の廃止

→永代所有財産解放令 *desamortización*



## ○1836年8月、ラ・グランハ離宮での下士官の反乱

→1812年憲法の復活

→移動牧畜業者組合(メスタ)の廃止、限嗣相続制度の廃止、農地の囲い込み・賃貸の自由化、営業の自由、出版法の制定と事前検閲の廃止、新たな選挙法(有権者の拡大)、教会十分の一税の廃止、領主制の廃止。

## -1837年憲法

国王の権限を強める

国民主権、三権分

二院制の採用

## ○マリア・クリスティーナの反動と進歩派の反発

-1840年7月、「自治体法」の成立

→進歩派と民衆の抗議行動

-1841年、エスパルテーロが摂政の座に就く。

→バルセローナ市の抗議行動への対処のまずさ

-1843年7月、穏健派将軍ナルバエスの蜂起

→エスパルテーロはイギリスに亡命。

## 5. 穏健派自由主義

○1843～1854年、穏健派政権

-1844年、治安警察(グアルティア・シビル)の創設

-1845年憲法

※「正理論派自由主義 liberalismo doctrinario」

→国王による調停権、極端な制限選挙、全国民兵隊の廃止。

-1846～1849年、第二次カルリスタ戦争(早起き人戦争)

-1851年、教皇庁との政教協約(コンコルダート)

○1854～1856年、「進歩派の二年間」

-諸都市の暴動

→事態收拾のためにイサベルは、エスパルテーロを呼ぶ。

-1837年憲法の復活、憲法制定議会の召集。

※1856年憲法草案——国民主権、立憲君主制。

-1855年5月、マドスの提唱による統一永代所有財産解放令

-進歩派と自由主義連合の対立

→エスパルテーロに代わってオドンネルが政権に就く。

## ○自由主義連合とその崩壊

-1856年10月、ナルバエスの組閣

-1858年～1863年、オドンネルの長期政権

→鉄道ブームと経済発展

→対外戦争

モロッコ戦争(アフリカ戦争) ※テトゥアン占領、和平でイフニを獲得  
メキシコ出兵

サント・ドミンゴ併合

ペルー、チリなどと係争(太平洋戦争)

-1864年9月～1865年6月、ナルバエスの再度の組閣

→「聖ダニエルの夜」の流血事件。

※連邦主義、共和主義の運動の台頭

-1866年、プリム将軍による一連のクーデタ

※南北戦争による綿花価格の高騰、経済危機。

-1869年9月、プリム将軍のクーデタ

⇒イサベルはフランスに亡命

## 6. 永代所有財産解放と工業化の進展

※1830年代～1860年代、自由主義の確立

○限嗣相続制度などの不可譲渡制度廃止令

○教会所有地や自治体所有地の永代所有財産解放令

→1836年～1900年、国土の約7分の1が対象となる。

→競売方式の採用。大土地所有の拡大。

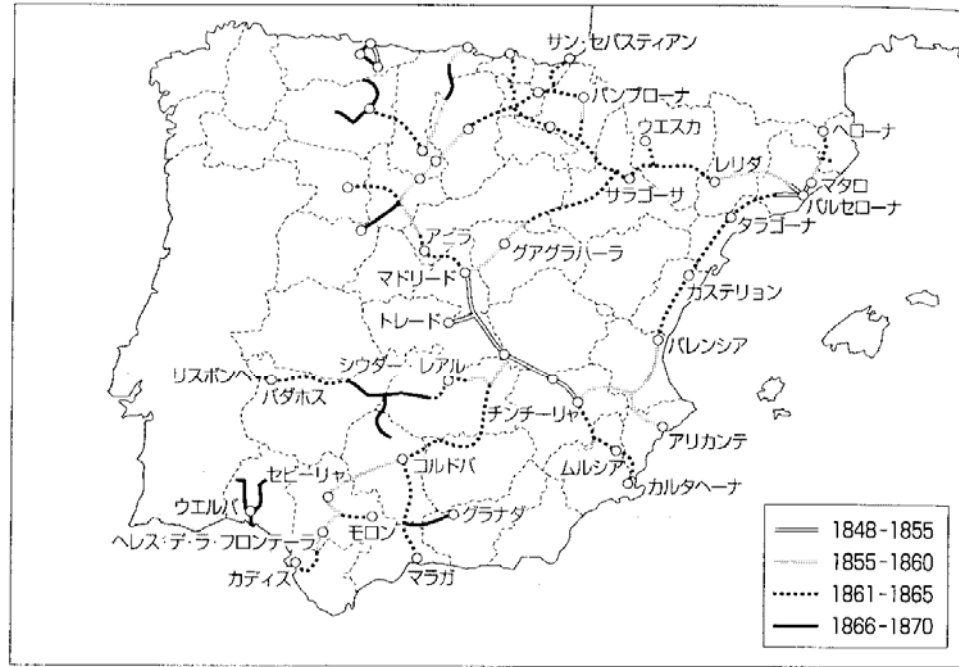
→土地市場拡大は農業への刺激とはなる。

○ギルド廃止、営業の自由

○近代工業の発展——製鉄業、綿工業

○鉄道建設——後方連関効果は乏しかった。

○外国企業による鉱山開発



### 鉄道敷設の拡大

時期	聖職者の地所	市町村の地所	その他の地所	地所の合計	貸付年賦金	売却の合計
1798-1808	1,392,777	-	83,902	1,476,679	150,550	1,627,229
1820-1823	99,900	-	-	99,900	-	99,900
1836-1849	3,820,100	-	-	3,820,100	635,320	4,455,420
1855-1856	323,819	159,773	283,130	766,722	174,684	941,406
1859-1867	1,272,671	2,028,673	911,505	4,212,849	222,300	4,435,149
1868-1895	?	?	?	2,876,384	?	2,876,384
1798-1895	?	?	?	13,252,634	?	14,435,488

競売価格でみる不動産、貸付年賦金の永代所有財産解放の規模(単位：千レアル)

## 7. 自由主義国家による「国民形成」の試み

### ○国民形成のための「ロマン主義歴史学」

⇒モデスト・ラフエンテ『スペイン全史』30巻

※「レコンキスタ」、「スペイン独立戦争」などの呼称の定着

### ○「5月2日」事件と記念碑建立・国家祭日 (Fiesta Nacional) 設置の動き

### ○学校教育

→1857年のモヤーノ教育法

### ○軍隊

→「徴兵制(キンタ)」の不平等

### ○カトリック国教化のはらむ矛盾

※保守的・伝統的スペインの統合化

※「回帰的ナショナリズム」